

木古内町学童クラブのしおり

学童クラブは、小学校に就学している児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、放課後及び春・夏・冬休み・土曜日（第2、第4）等や学校休業日に学童クラブにおいて家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

1. 実施方針

放課後や学校休業日において、児童が安心して過ごせる環境を提供し、日々の生活の中でさまざまな体験を通じて、心身の成長・発達を促します。

2. 実施内容（内容を変更する場合があります。）

●月曜日～金曜日

14:15（放課後）～	学童クラブの施設へ移動
14:20～15:20	宿題、予習
15:30～17:30	自由遊び（天候により外遊び有り）
17:30～18:00	お片付け・帰りの準備・帰宅

●第2、第4土曜日、学校休業日（春・夏・冬休み等）

8:00～	登所
8:30～9:30	自由遊び
9:30～10:30	宿題・勉強・読書
10:30～11:45	自由遊び
11:45～12:00	お昼の準備
12:00～	お昼
13:00～18:00	自由遊び（公園・プール等） ※16:00頃におやつがあります。 自由時間 お片付け、帰りの準備、帰宅

3. 利用時間

(1) 学校の授業がある日…放課後から午後6時まで

(2) 土曜日（第2、第4）

学校休業日（春・夏・冬休み等）…午前8時から午後6時まで

※ただし、土曜日は児童全員が退所した時点で職員も退所する場合があります。

4. 休日

- (1) 日曜日及び土曜日（第1、第3、第5）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月30日から1月5日）
- (4) お盆（8月13日から8月16日）



5. 利用料

※別紙1参照

- (1) 利用料は、月額5,000円です。
ただし、1回の利用料金は、開校日利用300円、休業日等の利用は500円とします。休業日の利用の場合、半日利用であっても500円となりますのでご留意願います
- (2) 同一世帯から2人以上の児童が入所したとき、2人目以降は月額2,500円を上限としますが、その場合、利用料金の多い児童を1人目とし、それ以外の児童を2人目以降として料金を請求します。
- (3) 月の途中で入所・退所をされた場合は、実利用日数にそれぞれの1日単価を乗じて計算します。
※1ヶ月の実利用日数により計算し、翌月上旬に保護者宛に納付書を発行しますので、月末までにお支払い下さい。

6. お弁当・おやつ・飲み物

- (1) 土曜日や春・夏・冬休みなどの学校休業日、給食のない午前授業等の日はお弁当を持参して下さい。
- (2) 新1年生は始業式から1週間程度は下校時間が早くなっておりますので、この期間もお弁当が必要になります。
- (3) おやつ・飲み物については、アレルギー等のお子様がいる場合に対応ができませんので、各家庭においてご用意願います。
学童施設は、授業のある日は7時30分には支援員が出勤しておりますので、教室へ行く前におやつ等を預けていただきます。決して教室に持ち込むことのないよう、ご注意下さい。

7. ご家庭で用意していただく物

汗や汚れ対策として、必要に応じて着替えなどを一式、袋に入れて持たせて下さい。その場合、持ち物には必ず名前を書き入れて下さい。

8. お迎え

原則として、保護者の方のお迎えをお願いします。

通常、学童施設の玄関は施錠しています。インターホンを押して頂くとモニター

に映し出されますので、相手を確認し、職員が玄関まで児童を誘導してから解錠します。

なお、お迎えにあたっての路上駐停車は通行の妨げになり、児童にとっても危険です。施設前の駐車場をご利用ください。

9. 利用日等の連絡

日によって利用者が多くなる場合、支援員の増員が必要となるため、利用申込と同時に利用予定日を事前申告していただきます。 ※別紙2参照

利用日に変更がある場合、病気等で欠席する場合は早めに連絡をお願いします。

また、学校休業日は外遊びやプールでの活動がありますので、午後から登所する場合は登所時間について必ず連絡を入れて下さい。

※児童が登校してから、急きょ利用する、またはキャンセルする場合は、学校と学童の両方に必ず連絡を入れてください。学校側から児童に連絡してもらえます。(利用を認識していないと帰宅してしまう児童がいます)

〈学校☎2-2056・学童☎2-2530〉

なお、利用の場合は、おやつ・飲み物を必ず届けて下さい。

10. 傷害保険の加入

学童クラブ利用中に生じた事故などに備えるため、傷害保険に加入していただきます。利用申込時に現金1人800円(年度途中からの利用開始は月割り計算になります)を添えてお申込みください。(保険に加入しないと、学童クラブの利用は出来ません)

11. 注意事項

学童クラブを利用する場合、家庭からゲーム機やカードゲーム等を持ち込まないようお願いいたします。子ども同士のトラブルの原因にもなりますし、破損、紛失の恐れがあります。

12. その他

(1) 発熱や体調不良、災害などの緊急事態が生じた場合は、保護者に連絡をしますので、お迎えをお願いいたします。

微熱であっても、他の児童への感染の危険性がありますので、ご理解ください。

(2) 学童クラブから塾や習い事等のために外出し、再び戻ってくることはできませんが、移動には職員の付き添いは出来ませんので、十分ご注意ください。

なお、移動の際の事故等の責任は負いかねますので、予めご了承願います。

《月額利用料金》 5,000円

《1回の利用料金》

○開校日利用 300円 ◎土曜日・学校休業日利用 500円

＜参考例 1＞

①Aさんの利用状況 (300円×7日)+(500円×2日)=3,100円

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

②Bさんの利用状況 (300円×15日)+(500円×2日)=5,500円(上限額 5,000円)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

＜参考例 2＞

・上記①と②が兄弟姉妹の場合、利用料金が低い方の児童①は上限額2,500円になります。
このケースの場合は

2,500円+5,000円=7,500円になります。

・①が2,000円、②が5,500円だった場合

2,000円+5,000円=7,000円になります。

・①が3,100円、②が3,900円だった場合

2,500円+3,900円=6,400円になります。

・①が2,000円、②が3,900円だった場合(いずれも上限額未満)

2,000円+3,900円=5,900円になります。

※翌月上旬に納付書を発行しますので、月末までにお支払い下さい。

(4月分→5月上旬納付書発行・送付→5月末までに納付)

《記入例》

※別紙2

学童クラブ利用予定表

4月

【利用児童名】

年

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
					入学式	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○		○		前 後 ○
14	15	16	17	18	19	20
		○		○		
21	22	23	24	25	26	27
	○	○		○		前 後 ○
28	29	30				
						利用予定日合計
	振替休日					10日

学童クラブ
☎2-2530
080-1895-1098

役場町民課
☎2-3131

※ 3月20日までに支援員、又は町民課(戸籍担当)に提出して下さい。

キ リ ト リ

(保護者控え)

上下同じ内容を記入し、保護者控えは自宅にて保管してください

4月

年

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
					入学式	
7	8	9	10	11	12	13
	○	○		○		前 後 ○
14	15	16	17	18	19	20
		○		○		
21	22	23	24	25	26	27
	○	○		○		前 後 ○
28	29	30				
						利用予定日合計
	振替休日					10日

学童クラブ
☎2-2530
080-1895-1098

役場町民課
☎2-3131



学童クラブQ&A

Q1. インフルエンザなどで急きょ学級閉鎖になった場合はどうすればいいですか。

A. 午前中に休みが決定した場合は、その日の午後は利用可能ですが、決められた閉鎖期間は利用出来ません。感染拡大を防ぐための学級閉鎖又は学校閉鎖については、学童クラブも同様の考え方です。

なお、悪天候等による学校休校の場合も同様になります。

Q2. 習い事などは、親の責任のもと、各自で移動することという理解でよいですか。

A. そのとおりです。

Q3. 利用料金の支払い方法はどのようになりますか。

A. 月末までの精算額で納付書を発行しますので、役場出納窓口、又は納付書記載の金融機関でお支払い下さい。※口座振替での支払いはできません

なお、納付書送付時に翌月の利用予定表を同封いたします。

Q4. 施設内で上履きは必要ですか。

A. 必要ありません。

Q5. 長期の休みの時、仕事の関係で8時より前に子供を送りたいのですが、その場合はどうしたらいいですか。

A. 学童施設の玄関がまだ開いていない場合は、役場正面玄関が7時30分～45分には開きますので、ロビーで待機させてください。8時には支援員が役場に鍵を取りに来ますので、一緒に移動して下さい。

Q6. 長期の休みの時だけ利用出来ますか。(繁忙期と重なるため)

A. 就労を理由とする利用であれば問題なく利用出来ます。その場合の傷害保険料は、申込んだ月から（月割り）となります。

Q7. 学校が休みの時などの利用で、お昼だけ一時的に帰宅し、また学童に戻ってもかまいませんか。

A. 一時帰宅してもかまいませんが、必ず支援員に伝え、保護者等の送迎をお願いいたします。

Q8. 勤務がシフト制で半月ずつの決定なので、月単位の記入ができません。

A. わかる分だけ先に提出いただき、残りはメモ書きで提出していただいてもかまいません。

Q9. お迎えを家族以外の人に頼んでもいいですか。

A. お迎えが家族以外の方になる場合は必ず連絡し、「お迎えを、〇〇さんをお願いしています。」と伝えて下さい。

Q10. 学校開校日は毎日利用します。それでも利用予定表は提出必要ですか。

A. はい。利用日数に関わらず、1日でも利用する日がある月は必ず提出をお願いいたします。

☎☎☎ 学校（開）校日の連絡時間 ☎☎☎

7：30～ 9：30まで

12：30～ 18：00まで 学童施設 2-2530

080-1895-1098

☎☎☎ 土曜日・学校（休）校日・春・夏・冬休みの

連絡時間 ☎☎☎

8：00～ 18：00まで 学童施設

※ 注：土曜日は、利用児童が全員退所した時点で不在になる場合があります

☎ 学童施設（携帯）に繋がらない場合（土曜日を除く）

役場町民課戸籍担当 2-3131（内線121）